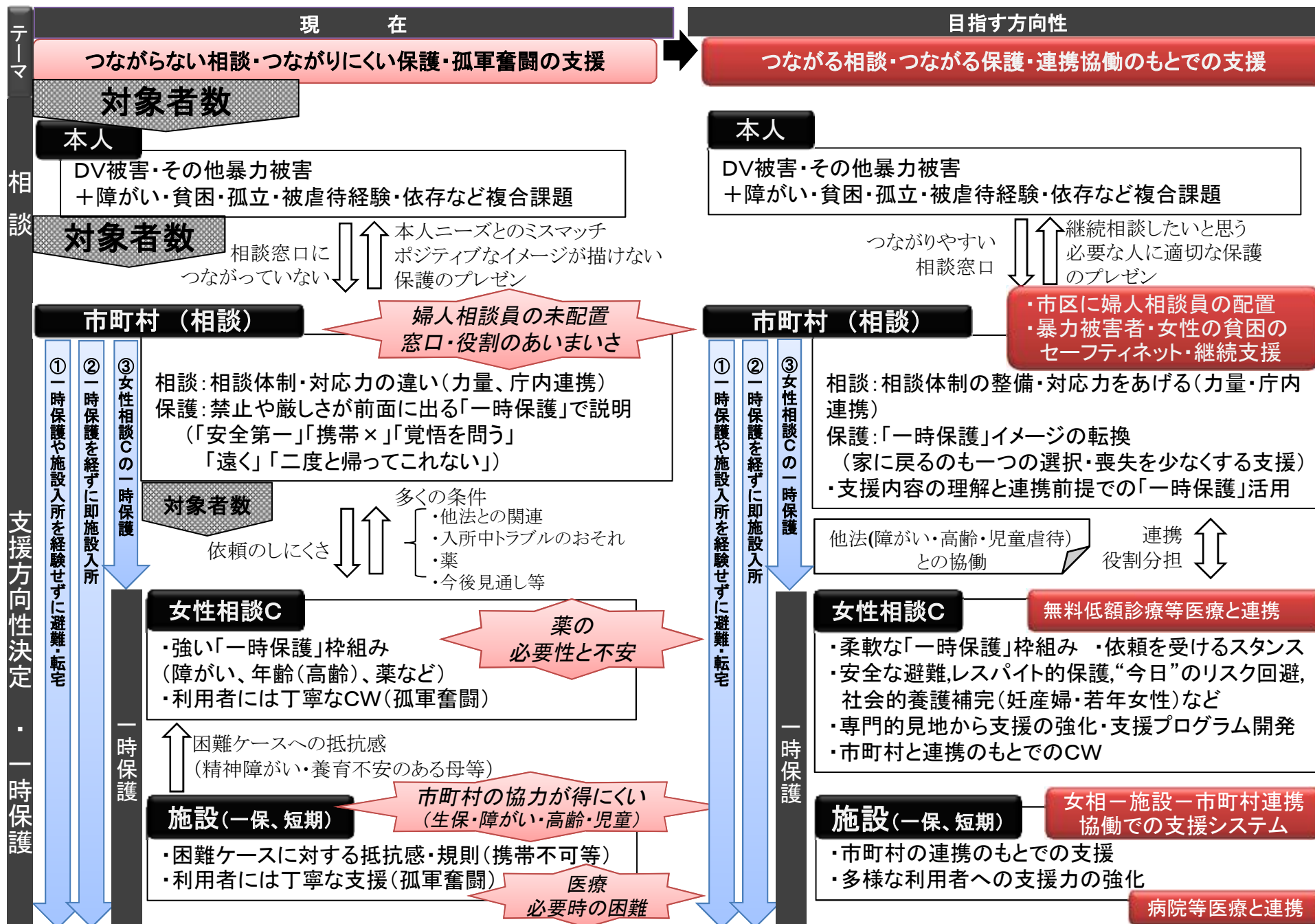


保護を必要とする女性への支援のあり方について(フロー図)



施設入所中の支援

- ① 一時保護や施設入所を経験せずに避難・転宅
- ③ 女性相談Cの一時保護（施設入所なし）

- ② 即施設入所
- ④ ③を経て入所

対象者数

決定機関の施設入所への消極的さ
(選ばせない、選べない、選択しない、
ポジティブなイメージがない)

施設(中長期)

- ・厳しいルール
- ・共同生活
- ・複合課題、様々なニーズに対する
支援ノウハウ不足
- ・支援体制未整備(人・連携システム)

孤軍奮闘

施設入所

- ②
- ④

・情報が十分に伝わっていない
・連携システムが不十分

市町村(在宅継続・施設退所後)

- ・コーディネータ不足・窓口のあいまいさ
- ・窓口対応力の違い(力量、庁内連携)
- ・子どものつなぎ、ケア、見守り不足
- ・心理ケア機能、法的相談の脆弱さ

婦人相談員の未配置
窓口・役割のあいまいさ

在宅支援

- ① 一時保護や施設入所を経験せずに避難・転宅
- ③ 女性相談Cの一時保護（施設入所なし）

- ② 即施設入所
- ④ ③を経て入所

決定機関のさらなる社会資源
としての施設活用

連携協働での支援
(施設だけで抱えなくてよい)

施設(中長期)

- ・個別性に基づく柔軟な支援
- ・個室化、小集団化・時代にあったルール枠組み
- ・様々な利用者への支援力の強化
- ・支援プログラムの提供
- ・市町村の連携のもとでの支援

施設入所

- ②
- ④

・本人了解に基づく一時保護・施設利用時の支援情報の提供
・市区配置婦人相談員間でのつなぎ・連携
(①～④どのルートでも支援がつながるしくみ)

市町村(在宅継続・施設退所後)

- ・窓口対応力をあげる
- ・窓口の整備
- ・庁内連携の確立
- ・多様な支援メニューの提供 (心理的ケア、法律相談など)

・市区に婦人相談員の配置
・暴力被害者・女性の貧困の
セーフティネット・継続支援